

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

笠岡市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
笠岡市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングの取扱いについて（第3報）**

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて令和2年3月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングの取扱いについて（第2報）」により、サービス担当者会議及びモニタリングの取扱い対象期間の延長について通知したところですが、依然として国内において新型コロナウイルス感染症が相次いで確認されており、岡山県においても3月22日に県内初の感染者が確認され、以後緩やかではありますが感染者が増加傾向にあり、隣接する広島県福山市においても感染者が増加しクラスター感染も発生している状況です。また、4月7日には感染者が短期間で多数発生した7都道府県に対して、4月16日には残りの全都道府県に対し緊急事態宣言が発出される事態となり、国内の感染状況は日々深刻化しております。

このような状況から、本市の対応について再度検討した結果、次のとおり取扱うこととしましたので、各事業所において適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 サービス担当者会議及びモニタリングの取扱いについて
3月5日付け事務連絡で通知した内容と同様で、取扱いに変更点はありません。
- 2 取扱い対象期間
令和2年5月1日（金）から当面の間
注：取扱い対象期間につきましては、新型コロナウイルス感染の流行状況、厚生労働省及び岡山県から新たに方針等が示された場合、変更となる可能性があります。また、取扱い対象期間の終期につきましては、状況を総合的に勘案し決定いたします。その際はあらためて通知いたします。
- 3 留意事項
この通知は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月17日事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」問9及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令

和2年3月6日事務連絡)」問9，問10，問11及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)(令和2年4月7日事務連絡)」問4において、介護報酬、人員・設備・運営基準について柔軟な取扱いを可能とすると示されており、この通知の取扱いが特別な事情に該当するものと判断し、本市における柔軟な取扱いを具体化するものです。

また、この通知はサービス担当者会議の開催及びモニタリングの実施を免除するものではなく前述のとおり柔軟な対応を可能とするものです。サービス担当者会議の未開催及びモニタリングの未実施は運営基準違反となりますので申し添えます。

4 その他

各事業所におかれまして、新型コロナウイルス感染拡大防止について業務多忙中のところご尽力いただきまして感謝いたします。厳しい状況ではありますが、引き続き感染予防対策を行っていただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：笠岡市長寿支援課 (TEL 0865-69-2139 担当：清水・馬越)
--